

柏谷区自主防災対策本部の設置マニュアル

2009年12月17日 制定

(1) 目的

この設置マニュアルは、発災前の被害が予想される時、または発災後の被害状況等の把握を目的とする。

(2) 自主防災本部の設置

ア. 区三役・協議委員は下記「災害」の発生が予想される時もしくは発生した時、柏谷区公民館に集合する。
ただし、区内の火災においては直ちに現地に直行する。

イ. 集合後、必要に応じ柏谷区自主防災対策本部を設置する。
設置の必要性の判断は下記(3)イ.の指揮順位に従う。

ウ. 柏谷区自主防災対策本部の設置後は災害情報の収集体制を整え区内のパトロールと必要に応じ、町の災害対策本部と連携を取り被災者の救助等に当たる。
なお、区内のパトロールは、安全を考慮し原則として1組2名以上の体制で行う。

(3) 指揮系統の確立

ア. 区長の指揮下、迅速かつ的確な応急対策が出来るよう直ちに体制づくりを行い、指揮系統を確立する。

イ. 区長に事故等があった時の指揮順位は、副区長、副区長(会計)、協議委員長、防災委員長、消防委員長、その他の各委員長の順とする。

「災害」

ア. 大雨・暴風・区内での冠水・崖崩れ・家屋の崩壊等が予測される時

イ. 地震・震度5強以上を観測した時

< 変更履歴 >
1. 2012.04.15 「震度5以上」→「震度5強以上」

重要引継ぎ書類